

不利益処分の処分基準

| | | |
|------------------|--|-----------------------------|
| 部 課 室 等 名 | 教育委員会 社会教育課 | |
| 不利益処分名 | 徳島市立考古資料館の利用等の承諾の取消し等 | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市立考古資料館条例 | |
| 根 拠 条 項 | 第13条 | |
| 連 絡 先 | 公益社団法人徳島市シルバー人材センター 徳島市立考古資料館 (電話 637-2526) | |
| 処 分 基 準 | <p>【根拠条文】 徳島市立考古資料館条例 (利用等の承諾の取消し) 第13条 指定管理者は、研修室等の利用の承諾を受けた者及び考古資料館資料の特別利用の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用及び特別利用(以下「利用等」という。)の承諾を取り消し、又は制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 第7条及び第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 利用等の承諾に付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段により利用等の承諾を受けた事実が明らかになったとき。 (4) この条例、この条例に基づく規則若しくは教育委員会規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p> <p>(利用の承諾の制限) 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の利用を承諾しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 研修室等及び考古資料館資料を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。 (4) 考古資料館の事業の実施に支障があると認められるとき。 (5) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>(特別利用の承諾の制限) 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、考古資料館資料の特別利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 考古資料館資料の保存に悪影響が生じると認められるとき。 (2) 他の入館者の観覧に支障があると認められるとき。 (3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p> | |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設定等年月日 | 平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |